

民法法総合演習4 (蒲 俊郎、茂垣 博、 弓削田博、河部康弘、大喜多啓光)	3年後期	必修	4単位	30回
--	------	----	-----	-----

1 科目内容・目標

この演習は、法科大学院3年次の後期に配当される必修の総合演習であって、民事総合演習1ないし3はもとより、法科大学院におけるそれまでに履修したすべての民事系諸科目の学習成果の集大成として位置付けられる重みを持っている。

授業内容は、民事実体法を中心とする具体的、実践的な設例事案を取上げて、実体法及び手続法分野の法規、判例、学説などの知識を駆使して、事案に対応した適切な法的思考と処理ができるよう基礎的な法的対応能力を充実させることを目標とする。

取上げる設例事案については、民商法プロパーのやや困難な問題ばかりでなく、周辺諸法などにも配慮した事案を構想し、関連諸法を含めて民事法全体について幅広く、かつ、相当に深い理論的・実践的知識を得ることができるよう、問題の分析及び展開に配慮する。さらに、事案の提示は、法律的な問題点をそのまま取り込んで簡潔に記述した事例ばかりでなく、事件関係者からの平易なプレゼンテーション(事情説明)をそのまま取上げて、法的に意味のある事実を拾い出して法律的な問題点を構成させるような出題の仕方も採用している。いずれの設例事案においても、基本的理論の理解を確認し、事案に応じた法的対応のための思考プロセスを履践させることに主眼を置くが、事案に対する若干の修正補充あるいは証拠の取捨補強によって、異なった問題点に発展して議論が展開されるよう余地を残しており、事実関係や証拠関係の条件次第で、事実認定の基本についても柔軟に対応できるよう授業において工夫していくことになる。

また、法科大学院3年次の後期の演習であるとの位置づけに配慮し、これまで法科大学院において習得した知識や事例分析能力等を、具体的に解答案に表現することができるように指導することにも重点を置く方針であり、本演習を通じて、その後に控えた司法試験においても十分に実力を発揮できるだけの総合力を習得させることを目標としている。

なお、言うまでもなく、当該科目の内容・目的は「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」に準拠するものである。

2 授業の基本方針

演習1ないし3の授業におけると同じく、具体的、実践的な設例事案及び課題を提示して、事前に関連する判例・学説などを探索して学習させ、演習においてその成果を発表させううえで、法律上・事実上の論点について積極・消極、甲説・乙説などに分かれて議論を展開させるなどして、法律的知識・適用能力を涵養させ、あわせて論証・説得の能力を磨かせる。その上で、発展的な問題を事後学習の課題として与え、時には解答案を起案提出させる。

法律的な案件処理に当たっては、必ず利害の対立する相手方の存在が想定されるから、自分が通説判例に反する立場に立って立論し、議論を展開しなければならない場合や、自分が理論上は有利な立場にあっても証拠上の難点があるために立証に知恵を絞らなければならない場合があることを認識させ、法理を一面的・平面的に理解するばかりでは不十分であって、柔軟な思考をし得る能力を蓄える必要があることも理解させる。

本演習では、このような点にも配慮したうえ、書面を起案する能力も磨かなければならない。

3 成績評価

期末の最終試験の客観評価を基本とするが(70%)、授業のための事前学習の質量、授業における貢献度、事後学習の成果など授業への取組みの姿勢も評価として 30%程度加味する。評価は、全担当教員の合議により偏りのないよう厳格に行う。

4 教材

判例・裁判例については、IT による検索に習熟させるよう努めるほか、判例集、判例解説、判例評論、法律雑誌の記述などを渉猟する習慣を身につけさせ、また、探索した判例等については、要旨を鵜呑みにせず、必ず原文・原典に当たる努力をさせる。

素晴らしい判決文は、学生にとって最高の解答案であるという事実を認識してもらい、判決文の中で、判例付六法に記載されているような一般的判断部分だけを知識として習得しても余り意味がないのであって、むしろ、その判断を前提として、具体的事実から如何にして結論を導いていくかという点に重点をおいて解説していくつもりである。

教科書その他の学術書は、特定しない。判例に反する見解であっても大切に吟味する習慣をつけさせ、その合理性を認めるときは、これに基づく立論に努めることも望まれる。

ただし、具体的な事件資料にあたって事案を分析する能力を身につけるといった観点から、「民事演習教材」、「民事演習教材 2」(いずれも司法研修所編集、司法協会発行)を資料として利用するので準備されたい。

5 授業計画

順次、重要なテーマを取り上げて 1 回分または 2 回分の課題として提示し、授業の 2 日前までに所見の概要等(提出させる書面の内容・分量等は各教員の裁量に委ねられているので必ずしも一様ではない)を提出させて、授業における議論の素材とする。なお、以下のテーマおよびその順番は昨年の実施例であり、テーマ自体の変更あるいは順番の入れ替え等もありうるので注意されたい。

第 1 回

民法 94 条 2 項通謀虚偽表示の類推適用等、登記請求権、民法 94 条 2 項類推適用に関する判例理論

第 2 回

詐害行為取消権、詐害行為取消権の法的性質・要件事実、債権者代位権と詐害行為取消権

第 3 回

代理行為の主張・立証責任、表見代理の成立要件、無権代理人の責任の法的性質、表見代理と無権代理の関係、書証の成立における二段の推定、訴訟告知、同時審判申出共同訴訟の法的性質

第 4 回

債権譲渡・相殺、債権譲渡と差押えの優劣、相殺の抗弁、将来債権譲渡担保をめぐる諸問題、共同訴訟人独立の原則と共同訴訟人間の証拠共通の原則、判決の効力(反射効)

第5回

売買契約の履行遅滞解除をめぐる諸問題、自白・擬制自白・自白の撤回、時機に後れた攻撃防御方法、訴えの取下げ合意・請求の放棄・訴訟上の和解

第6回

代理、表見代理、抵当権侵害に基づく損害賠償請求、金銭債務の共同相続、当事者の確定、処分権主義

第7回

売買契約目的物の誤記と契約の効力、即時取得、不当利得返還請求、悪意占有者の果実返還義務、株主による取締役の行為の差止め、株主総会における議決権行使書面による議決権行使や委任状に基づく議決権の代理行使をめぐる法律問題

第8回

自己株式取得に関する株主総会決議の無効事由、当該自己株式処分の効力、自己株式取得・処分に関する取締役の責任、貸借契約の終了原因(賃料不払いによる解除、期間満了)、相殺の抗弁、建物所有目的の抗弁、一時使用の再抗弁

第9回

権利自白の撤回、独立当事者参加、共同訴訟参加、固有必要的共同訴訟における請求の認諾の効力・中間確認請求の放棄の効力、訴訟上の和解と表見法理、和解に関する特別授權、損害賠償額の減額についての権限、和解時点に判明しなかった後遺障害と和解の効力等

第10回

転用物訴権、不当利得・債権者代位構成の適否、債権譲渡人の義務、債務不履行解除、工作物責任(不法行為)、心因的素因と過失相殺

第11回

他人物売買、取得時効による所有権取得の可能性(占有の承継、新権原)、混合寄託の対象物(制限種類物)の一部滅失、共有者間の残余物に対する権利関係、寄託契約の不履行による損害賠償請求

第12回

保証契約の書面性、賃借人による目的物の工事の瑕疵、必要費償還請求権と賃料債権の相殺の可否、賃料債権の物上代位と相殺、瑕疵担保責任、相殺、胎児の和解契約、所有権に基づく返還請求、妨害排除請求、物件的請求、177条(対抗問題)

第13回

譲渡制限株式の譲渡における株式譲渡承認の擬制(取締役の譲渡承認手続きの不備)、名義書換未了株主を会社から株主と扱うことの可否、株主総会決議取消の訴え、募集株式発行の瑕疵、株式発行無効の訴え、遺言無効確認の訴えの利益、遺言執行者の当事者(被告)適格、主張共通の原則、既判力の客観的範囲(明示的一部請求訴訟が全部又は一部棄却された後の残部請求の可否)、訴訟告知、参加的効力の及ぶ範囲・事項(客観的範囲)、同時審判申出訴訟と控訴

第14回

所有権に基づく引渡請求(即時取得)、附合に伴う償金請求、不当利得返還請求、立木所有権の帰属、留置権、不法行為責任(責任能力がある未成年者の監督義務者の責任)、被害者側の過失

第15回

取締役の責任、競業取引、重要な財産の処分か事業譲渡かの評価、新株予約権の行使条件を変更する取締役会決議の有効性、二重起訴禁止、不利益変更の禁止と相殺の抗弁(控訴審)、相殺と既判力の客観的範囲